

日本 CSR 普及協会近畿支部 平成 24 年度第 2 回セミナー

「企業が知っておくべき消費者行政、消費者団体の現状」のご報告

日 時 平成 24 年 11 月 1 日 (木) 午後 3 時 ~ 6 時
場 所 大阪弁護士会館 2 階ホール
テーマ 「企業が知っておくべき消費者行政、消費者団体の現状」
共 催 大阪弁護士会、大阪商工会議所

平成 24 年度第 2 回近畿支部セミナーは、消費者庁による消費者行政の実情と最近の新しい消費者法制度について取り上げてみました。

「消費者目線」という言葉をよく見かけますが、企業の CSR、コンプライアンスの面からも、食品、日用品などの安全性や、表示の公正の問題など、消費者保護行政の問題は軽視できません。消費者庁が 3 年前に新たに設置されていますし、消費者団体による企業に対する契約条項や勧誘活動の差止請求制度も導入され、さらに消費者団体による「集団的被害救済制度」の立法化も進展しています。最近では消費者安全法が改正され、消費者安全調査委員会という新しい組織を設置されたところです。

今回のセミナーは、企業にとっても重要な消費者庁行政や消費者団体活動の現在の状況や今後の課題、企業の消費者行政への対応につき、消費者庁、消費者団体や立法を担当した弁護士の皆さんに講師をお願いし、わかりやすくお伝えることを目的として下記の通り開催し、約 80 名の企業関係者、弁護士に参加いただきました。

・ 挨拶 日本 CSR 普及協会近畿支部支部長 山田 庸男
大阪弁護士会副会長 桑山 斉

・ 講演 「日本の消費者行政の概要」
(前)消費者庁 総務課長 山崎 俊巳 氏

「消費者団体訴訟制度 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案の概要」
大阪弁護士会 松井 良太 弁護士

「特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 KC s の現状と課題」
特定非営利活動法人・適格消費者団体消費者支援機構関西理事長
榎 彰徳 氏

「消費者安全法 - 消費者事故情報の一元化とその活用 - 」
大阪弁護士会 (元・消費者庁任期付職員)
黒木 理恵 弁護士

・ 質疑応答